

# 平成 2 1 年玉村町議会第 5 回臨時会会議録第 1 号

---

平成 2 1 年 1 1 月 2 4 日（火曜日）

---

## 議事日程 第 1 号

平成 2 1 年 1 1 月 2 4 日（火曜日）午前 9 時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 承認第 1 1 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成 2 1 年度玉村町一般会計補正予算（第 5 号））

日程第 4 議案第 6 5 号 玉村町職員の給与に関する条例等の一部改正について

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16人）

1番	笠原 則孝 君	2番	石内 國雄 君
3番	原 幹雄 君	4番	柳沢 浩一 君
5番	齊藤 嘉和 君	6番	筑井 あけみ 君
7番	備前島 久仁子 君	8番	島田 榮一 君
9番	町田 宗宏 君	10番	川端 宏和 君
11番	村田 安男 君	12番	高橋 茂樹 君
13番	浅見 武志 君	14番	石川 眞男 君
15番	三友 美恵子 君	16番	宇津木 治宣 君

欠席議員 なし

---

説明のため出席した者

町 長	貫井 孝道 君	副 町 長	横堀 憲司 君
教 育 長	熊谷 誠司 君	総 務 課 長	小林 秀行 君

---

事務局職員出席者

議会事務局長	大島 俊秀	議事調査係長	石関 清貴
局長補佐兼 庶務係長	小坂橋 保	主 査	関根 聡子

## ○開会・開議

午前9時開会・開議

議長（宇津木治宣君） ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、これより平成21年玉村町議会第5回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

## ○日程第1 会議録署名議員の指名

議長（宇津木治宣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、玉村町議会会議規則第120条の規定により、5番齊藤嘉和議員、6番筑井あけみ議員の両名を指名いたします。

---

## ○日程第2 会期の決定

議長（宇津木治宣君） 日程第2、会期の決定について。

本臨時会の会期につきましては、11月20日、議会運営委員会を開催して審査をしておりますので、議会運営委員長より報告を求めます。

齊藤嘉和議会運営委員長。

〔議会運営委員長 齊藤嘉和君登壇〕

議会運営委員長（齊藤嘉和君） おはようございます。平成21年玉村町議会第5回臨時会が開催されるに当たり、去る11月20日午前9時30分より役場4階会議室において議会運営委員会を開催し、議事日程を作成いたしましたので、ご報告申し上げます。詳細につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

会期は、本日1日限りといたします。

本臨時会に上程される議案は、専決処分に関する承認1件と条例の一部改正等に関する議案1件の2議案が予定されております。本臨時会の効率的かつ円滑な議会運営ができますよう各位のご協力をお願い申し上げます。報告といたします。

議長（宇津木治宣君） 以上で議会運営委員長の審査報告を終了いたします。

お諮りいたします。

平成21年玉村町議会第5回臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

○日程第3 承認第11号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成21年度玉村町一般会計補正予算（第5号））

議長（宇津木治宣君） 日程第3、承認第11号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成21年度玉村町一般会計補正予算（第5号））を議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第3、承認第11号を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） おはようございます。承認第11号の説明を申し上げます。

平成21年度一般会計補正予算（第5号）における専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。本案は、地方自治法第179条第1項により、平成21年10月30日付で専決処分をさせていただくもので、同条第3項の規定により、本臨時会において報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に427万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106億721万1,000円と定めるものでございます。

歳出では、新型インフルエンザの流行が心配されるため、対策事業として急遽空気清浄機を各保育所43台、幼稚園11台及び学校の保健室に7台を設置するための予算措置を行ったものであります。

歳入につきましては、前年度繰越金を充てさせていただきました。

よろしくご審議の上、ご承認をくださいますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（宇津木治宣君） 以上で提案理由の説明を終了いたします。

日程第3、承認第11号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成21年度玉村町一般会計補正予算（第5号））に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対しての討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

#### ○日程第4 議案第65号 玉村町職員の給与に関する条例等の一部改正について

議長（宇津木治宣君） 日程第4、議案第65号 玉村町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第4、議案第65号を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 議案第65号 玉村町職員の給与に関する条例等の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、平成21年8月における人事院勧告に基づき、民間給与との較差を解消するため、必要な措置を行うものでございます。

勧告の内容といたしましては、月例給の引き下げ、期末・勤勉手当の支給割合の引き下げ、及び持ち家の住居手当の廃止となっております。具体的な勧告内容につきましては、次のとおりでございます。

まず、月例給の引き下げにつきましては、初任給を中心とした若年層を除く職員の月例給を平均0.2%引き下げます。

次に、期末・勤勉手当につきましては、年間で0.35カ月の引き下げとなります。既に本年6月の期末・勤勉手当において0.2カ月分を凍結しておりますので、12月の期末・勤勉手当につきましては、さらに0.15カ月分の引き下げとなります。

なお、4月から11月までの期間にかかわる較差相当分を年間給与で見ても解消するため、給与額及び6月に支給された期末・勤勉手当に調整率である0.24%を乗じた額につきましては、12月期の期末手当から減額調整をすることとなります。

最後に、自宅にかかわる住居手当につきましては、平成15年に支給を廃止する際に、新築・購入

5年以内に対する支給を残しましたが、民間における住居手当の支給状況等を踏まえ、今回すべてを廃止するものでございます。

これらの人事院勧告を踏まえ、玉村町におきましても同様の対応を実施し、適正な給与水準の確保に努めてまいりたいと考えております。

また、町長、副町長、教育長及び議員の期末手当につきましては、人事院勧告の趣旨を尊重し、12月に支給する期末手当を0.15カ月分引き下げのものとさせていただきます。

なお、平成22年度以降の期末・勤勉手当につきましては、国家公務員と同様に、今回引き下げた後の年間支給月数を、支給月数及び期末手当・勤勉手当の割合を考慮した上で再配分をしております。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

議長（宇津木治宣君） 以上で提案理由の説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番（町田宗宏君） これは一問一答方式で質問をすることになりますかね。3回ね。

1つは、一般職員の月例給は減額されますが、町長等三役、すなわち町長、副町長、教育長ですね、それから議員の報酬の減額は考えていないかどうかと。

それから、この一般職員のボーナスは、要するに期末手当は、月例給を減額した後にさらに減額すると、こういうことになると理解してよいかどうか。

それから、玉村町の勤労者、要するに一般の町民がいるんな会社に行って給料をもらっているわけですけれども、その人たちの給料と人事院は多分50人以上の企業の全国の平均給料でボーナスを減額するように考えたと思うのですけれども、あるいは月例給も減額するように考えたと思うのですが、その人事院の全国の勤労者の給料とですよ、玉村町の町民の勤労者の平均給料との関係はどのような関係になっているかということ。

それから、この中には失業者のことは全然考えていないと思うのですね。人事院も多分考えていないと思うのです。しかしながら、9月1日付か末日かはちょっと忘れたのですが、失業者が昨年に比べると100万人ほど全国で多いと。それで、玉村町もかなり失業者が多いはずですよ。それで、そういった人の失業者のことは多分考えに入っていないのではないかと思いますね。それから、自営業で玉村町も何人が最近自殺をされていますね。自分の会社の経営がうまくいかないということだったと思うのですが、そういう自営業で倒産してしまったと、そういう人のことなどは全くこの一般職員の給料なり、期末手当に反映されていないような気がするのですけれども、その点どのように考えたかと。

さらにもう一つ言いますが、この経済不況の時代に一般職員については人事院から減額の勧告が出

されたと、それに従って町の職員の月例給もボーナスも減額することになったと。しかし、町長等は全くそれについて考えていないようですけれども、なぜそれを考えないかと、もう一度聞きますから最後に、よろしくをお願いします。

以上です。

議長（宇津木治宣君） 総務課長。

〔総務課長 小林秀行君発言〕

総務課長（小林秀行君） まず、最初の1番目の質問ですが、町長、教育長等の報酬ですかね、それについて考えないのかということなのですが、あくまでも人事院勧告につきましては一つの決まりというのですかね、そういうのがありまして、国家公務員の給与ベースを考えると、そういうことですので、従来それに合わせて私たち公務員の給与の格差と民間の差を埋めると、そういうやり方ですので、1番については町長以下の報酬については、これには入っておりません。

2番目の期末手当を含めて減額になるかということなのですが、それはそのとおりでございます。12月1日の基本給与ですね、これをもとにして計算されますので、4月から11月までの分を全部差し引いた形で12月の期末・勤勉手当支払いということになります。

3番目の玉村町民の、要するにそういった給与ベースは入っていないのかというご質問でございますが、やはりこれも一定の法則というのですかね、給与規模でいえば50人以上のところの従業員と比較してということで、その数字を一応参考にしていると、そういうことでございます。

あと4番目に、失業者については一応これと同じように50人規模というのですかね、そういうものに入りませんので、失業者の分につきましては考慮はされていないと、そういうふうに思います。

〔「5番目、6番目、自営業者」の声あり〕

総務課長（小林秀行君） 済みません。自営業者についても、やはりこの一定の法則というのですかね、先ほど申し上げましたが、そういうところとの比較でございますので、それは比較の対象にはなっていないと思います。

議長（宇津木治宣君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番（町田宗宏君） 町長、副町長、それから教育長のことについては、人事院勧告の中に入っていないから考えていないと、こういうことですがけれども、この経済の不況をよく考えて、要するに町の指導者ですからね、そういうのを考えて、一般職員が減額されるのだから、ああ、そうかと。おれは、そういえば群馬県下で3番目に高給取りなのだと、町長はね。あるいは副町長もかなり上のほうにもらっていると思うのですが、教育長もそうだと思うのですがけれども、今の経済不況を考えると、一般の職員が月例給減額するのだから、我々はやっぱりそれも考えなければいかんなど、当然考えるべきだと思いますね。ぜひ私は減額をするように町長の考えを聞きます。

それから、玉村町の勤労者の平均給料と全国の人事院が勧告した平均給料についてのことについて

は、答弁になっていないと思いますよ。私は、その差を聞いているのです。玉村町は大体これ平均給料これぐらいだと、人事院のほうはこういうことだと、その差はこれぐらいあると。多分私はそういうのを詳しく研究したことありませんけれども、玉村町は割合と低いのではないかと思いますよ、給料が全国平均よりも。大企業等に勤めている人かなり少ないですからねという気がするのですけれども、それから農家の人もかなり多いですから、給料そういったものも少ないのではないかと。人事院の場合は全国のことを調べるのですから、50人以上の企業ということでやらないと、余り数が多くて調べ切れないと。しかし、玉村町50人以上の企業といったら幾つもないでしょう。もっと小さいところに勤めている人がかなり多いのではないかと思うのですよ。そういうところをきめ細かく私は調べるべきだと思うのですね。人事院の勧告だけに従っていて、あとはわからないと、そういうのでは職員、町長以下の責任を全うしていないのではないかと私は思いますけれども、調べてください、ぜひ頼みますよ。

それから、自営業者、失業者、これらについては考えていないと、こう言いますけれども、自殺をされた人も何人かいると。それから、失業してことしの年末どう過ごそうかと思っている人もかなりいると思うのですよね。あるいはワークシェアリングなどで、去年と比べてボーナスが半分以下になってしまったという人も玉村町にはかなりいると思いますよ。そういうのをよく調べて、人事院勧告どおりでやればいいのかなんていうのではなくて、もっときめ細かい検討をして、私はこの条例案については修正すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

議長（宇津木治宣君） 副町長。

〔副町長 横堀憲司君発言〕

副町長（横堀憲司君） 町田議員の玉村町の企業とそして玉村町の住民の給与と、それと人事院の出された全国平均の給与ということの比較ということですが、基本的に人事院の勧告につきましては、いわゆる労働者としての公務員、これが労働基本権の制約をたくさん受けています。その対価として公正な比較による要するに給与の保障という形で出されています。玉村町の住民がどのくらいの給与をもらっているかというのは、調査をしたことがございません。これは大変難しいことだと思います。町内の企業もありますし、遠くは東京であるとかそういったところにお勤めの方もいらっしゃいますし、周辺の高崎市、前橋市、伊勢崎市、そういったところに通われている方もいらっしゃいます。一概に玉村町の住民の給与が低いのだというふうにご認識をお持ちだというふうにおっしゃいましたが、その辺は私のほうも確信を持って言えませんが、決してそんなことはないであろうというふうにも感じているところであります。

また、どのような調査ができるかどうかわかりませんが、そのようなご意見がございましたので、今後それについても心がけていきたいというふうに思っています。

それから、特別職の給与につきましては、これも玉村町は基本的に人事院の考え方に沿ってボーナス等の支給月数であるとかそういったものも倣ってやってまいりました。ただ単価そのものは、これ

は報酬等審議会のほうで審議をして決定をされている事柄でございます。基本的にこの人事院の勧告とは直接的な関係はないということでございます。

あと、ボーナスの月数などにつきましては、前回公務員のボーナス月数がアップになりましたけれども、それは議員の皆様も一緒だと思いましたが、引き下げをしないで低いままでこれまで来ているというようなこともございますので、その辺の配慮は全くしていないというわけではございませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

議長（宇津木治宣君） ほかに質疑。

9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番（町田宗宏君） 町長以下特別職の給料については、報酬等審議会ですか、でやると、それはそのとおりだと思うのですけれども、それ以前に例えば町長がですよ、私は20%給料をカットするよと、この不況下において、自主的にそういうことを諮問したらどうですか、審議会に。そうすれば、オーケーということになると思うのですね。大体そういうやり方を各市町村ともやっていると思うのですよ。それで、ここに表があるのですけれども、それ一々私が説明しなくとも皆さんご存じだと思うのですよね。かなりの市町村が減額しているのですよね。だから、私は町民のことを考えて、町長は10%、町長以下特別職は10%ぐらい、私は前は議員は20%ということで3月に定例会でも言いましたし、全員協議会でも言ったのですけれども、そういうことをやられたらいかがでしょうかね。町長、いかがですか。

議長（宇津木治宣君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 今言われたように、町の中というのか、経済情勢は大変厳しくなっているのは私も十分認識しておりまして、今回人事院勧告で町としてもこれに従っていかうということで、今回提案させていただきました。また、我々の給料についても、今町田さんのほうから話がありましたけれども、これについては先ほど副町長が話したとおりでございますし、私の考え方は3月議会で町田さんから言われたときに話をしたような、あれが基本的な考えでありますので、ご理解をしていただきたいと思っております。

議長（宇津木治宣君） ほかに質疑ありませんか。

14番石川眞男議員。

〔14番 石川眞男君発言〕

14番（石川眞男君） 人事院勧告のこの金額のもとになった調査というのが、この説明によりますと以前は100人以上の会社だったと、それが50人以上の会社で、それも日本全国の地域も全国の50人以上の会社を対象に調査されたということなのでしょうけれども、この前の説明だと全国満遍なくとかそういうもの地域性のことは聞いていなかったの、そのところをちょっと教えていただ

きたい。

そうすると、100人以上の会社から50人以上の会社になるということは、やはり給料的には下がってくると思うのですね。町田議員が言ったように、町の町内全部というとどんどん下がって、下がればいような議論になってきてしまうのだけれども、とりあえず質問の1つは、その50人以上の1万1,000以上の事業体が北海道から沖縄までの地域を対象にしてきたものかということが1つ。

それから、全体で4,000万円ぐらいの削減になるというような話でしたけれども、この6月ではいわゆるプレミアム付商品券ということで1,000万円ですか、わざわざそういったものを使ってもらうために一方では商品券まで発行し、それにプレミアムをつけるということまで税金を使ってやっているわけです、景気対策ということで。そういう意味において、逆にですよ、これで4,000万円削減する、まるで無駄が省けたような感じの人もいるだろうけれども、逆に議員はほとんどボーナスは使ってしまいますけれども、職員に逆に下げないから、要するに4,000万円分使ってくれよというようなことも言った上でこういったものを出すとか、要するに消費を喚起させるという配慮が一部あっていいのではないかというその2つをとりあえず聞きたいのですが。

議長（宇津木治宣君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 職員にはこういう情勢でございますけれども、給料を下げないでいられるような町財政をつくっていかうということを常々話しておりまして、それだけに努力をしてくださいと、町民のために努力をしていただいて、なおかつ皆さんの給料を下げるまで手をつけるところまでいかなうような財政状況にしていくのが私の責務ではないかなということで職員に話していたのですが、基本的には人事院勧告というものがあまして、この人事院勧告を尊重していくというのを町の基本にしたいということで、今回人事院のほうからこういう引き下げが来ましたので、職員にも納得をしていただいたというのが現状でございます。

町の財政からすれば、これ人事院勧告はこうだけれども、うちの町は下げずにいこうということもできますけれども、世間の情勢等がありますので、今回人事院勧告、そのかわりこの人事院勧告をある程度基本にしていかないと、歯どめがなくなってしまうのですよね。どうやって下げたらいいのか、どうやって上げたらいいのかというのを、上げるときは勝手に上げてしまえという形になりますので、玉村町はこの人事院勧告を尊重して給料を上げたり下げたりしていくというのが一番町民に対しても納得していただける方法ではないかなというのが私の考えでございますので、今回は人事院のほうから引き下げというのが来ましたから、これはそれに沿ってやっていただきたいということで職員には理解をしていただいたつもりでございます。

議長（宇津木治宣君） ほかに質疑。

石川眞男議員。

〔 14番 石川眞男君発言 〕

14番(石川眞男君) 満遍なく調査したということで認識しますけれども、確かに人事院勧告というのは目安としては何かがなければしょうがないということで、またその対象規模を下げたというところで、まあまあ納得できるのかなという感じするのですけれども、それにしても今民間の企業というか、非常に経済が悪いので、そういった状況下にある人たちというのは、ともすると、ややもすると、公務員とか身分保障されるところにいろんな感情も含めて批判等が出てくる。そういう中での国民全体の公平感を持たせるための今回の政策かなと思うのですけれども、それに基づいて例えば給料が下がってしまうわけですよ。それで、町はいろいろ行財政改革云々やる中で、これから人事評価もすると、成果主義的な導入も考えていくという方向にあるけれども、しかしもう給料総体下がってくる中で、お金で仕事の動機づけをさせるような状況というのが実はもう厳しくなっているのではないかなと一方ではするのです。要するにお金ですよ。人事評価して成果主義というのは、これだけの達成すれば給料を上げるよと、逆に言えば給料を上げるからこれだけしなさいみたいな話になってしまうと、そのよき労働観というところと本来離れてしまうようなところがあって、これ景気のいいときというのはそれで、そういったもので達成感というのがあったのかもしれないけれども、給料総体下がってくるような状況になってくると、職員が仕事をする動機づけというものを給料が上がるよとか、昇進ができるよというところではなくて、むしろ日常の仕事の中での充足感とか達成感、住民と接して非常に困り事があってそれをお互い協力し合って解決できたという、そういった面で達成感を持たせることによって、逆に仕事に励む気力を持っていくというような観点も少し、これが本来のところだと思うのだけれども、そういったところに持っていく必要があるのかなと思うのですけれども、その辺の考え方をちょっと町長にお尋ねしたい。

議長(宇津木治宣君) 町長。

〔 町長 貫井孝道君発言 〕

町長(貫井孝道君) 給料というのは、労働の報酬でございます、人間は労働をし、そして報酬を得るとというのが基本的な考えでございます。ですから、いい仕事をして成績を上げる、民間であれば実績を上げれば給料がふえてくるという、民間で給料を下げられるということは人格を否定されたようなもので、もうあなたはうちの会社には要りませんよというようなときに給料を下げられるというのが現実でございます。ですから、本来労働をし、そして社会に貢献して給料をもらうというのが基本的な考えでございます。

ですから、私も今回人事院勧告ではございますけれども、これ役場職員の給料を下げるということは、労働意欲を損なうということで、大変心配はしております。ですけれども、その中でそういう状況にならないように努力をするのが我々の仕事かなと思っておりますし、今石川議員が言われましたとおり、この人事評価は基本的にはそのだめな人間をつくるのではなくて、一生懸命している人間をどう評価してやるかというのが基本的な考えでございます、一生懸命すれば人事評価が上がって報

酬もふえる。これはまだ報酬まで手がつきませんで、これをいつごろ手をつけることになるかと思えますけれども、いずれはそうなると思えます。一生懸命力を出して実績を上げた職員には、この人事評価で拾っていく、上げていくということになると思えますけれども、まだそこまでは人事評価がいていませんけれども、そうやって労働の喜びというのか、労働意欲が出る、町民サービスができる、そういう役場体制をつくるための人事評価でございますので、その辺をご理解していただきたいと思えます。決して人事評価によって悪い人間をつくって給料をカットしていくという、そういうつもりは一切ございませんし、これは労働の評価でございますし、本来ならば給料を上げてやることによって労働を一生懸命する、これが今の資本主義社会の基本でございますので、それに沿ったような形でやっていきたいのですけれども、今回については人事院勧告で下げるということで引き下げが来ましたので、職員にはその辺を十分理解していただいて、この引き下げに納得していただけるような努力をしていきたいと思えます。

議長（宇津木治宣君） ほかに質疑。

11番村田安男議員。

〔11番 村田安男君発言〕

11番（村田安男君） 先ほど来同僚の議員からも話ございましたけれども、大変厳しい経済下でございます。過日もちょっと私調べてみましたら、玉村町の完全失業者ですね、逆算で出してみたのですけれども、932人と数字が出てきました。完全失業が932人、有効求人倍率、9月末で伊勢崎市のハローワークでは0.39、一番厳しかったときに0.22ということで6月の数字があったわけでございますけれども、大変厳しい状況でございます。これを考えていった場合に、今回のボーナスなり、あるいは職員の賃金の圧縮ですね、削減、これを裏に考えた場合に約4,000万円の削減になるというような話でございます。昨年の12月から実施しましたプレミアム付商品券ですね、5,000万円出して、費用としては1,300万円かかったわけでございますけれども、ぜひこういう逆にとってこれをそういう経済の活性化ですね、こういうものにしむけるような方策というものをぜひ考えていただきたい。そうではないと、やっぱり先ほど来申し上げました932人というような、目算でございますけれども、失業者の生活改善には結びつかないというような状況につながるかと思えますので、町長もそういう方向で検討をぜひお願いしたいと思えますので、よろしく願います。町長の考えお聞かせください。

議長（宇津木治宣君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 今村田議員さんが言ったように、プレミアム付商品券は大変好評でございます。これは消費者、そして玉村町で商売をしている商工業者にとっても私はプラスであったと考えております。ですから、商工会の若手の皆さんといろいろ話をする会がありまして、話をしますと、「町長、来年もやってくれるかい」、「来年もやろうじゃないか」という意見が非常に多いので、こ

れについては今後いろいろ検討しながら、また議会の皆さんの同意を、ご相談をしながら来年のことについてはまた検討したいと思いますけれども、そういうあれは一つの例でございます、この一つの例に合わせてこれからこういう情勢でございますから、皆さんと知恵を出し合い、そして職員も知恵を出して、いかにその町民の皆さんに少しでもメリットがある、プラスになるような施策ができるかと、これが来年の勝負かなと考えておりますので、またいろいろの面で村田議員さんをはじめ、議員の皆さんからもご指導していただきたいなと思っております。

議長（宇津木治宣君） 11番村田安男議員。

〔11番 村田安男君発言〕

11番（村田安男君） 来年ということでございますけれども、できることでしたらできるだけ早くということで、この年、暮れですね、暮れを越すに当たって大変ボーナスのカットというの、おとといですか、夏のボーナスのカットの数字が出ておりましたけれども、ぜひこの12月のボーナスも削られるところが多いと思います。できることでしたらこの年を越すに当たってのそういうものももし考えていただけることでしたら、お願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（宇津木治宣君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

反対ですか。

〔「反対です」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君登壇〕

9番（町田宗宏君） 9番の町田でございます。本条例案は、人事院の勧告に基づいてそれを参考にして改正すると、こういうことでありますけれども、一般職員の方は、ちょっと聞いていなさいよ、失礼ですよ、そういうのは。一般職員の方は給料、月例給ですね、要するに給料を下げられ、しかもその上にボーナスも下げられると、こういう条例なのですね。しかし、町長以下特別職、それから我々議員は、給料なり報酬は下げられないのですね、ボーナスだけ下げられると。私は、それでは一般職員がかわいそうだと。一般職員だって言いたいことはあると思うのですよ。何で町長は給料据え置きで、我々だけ給料を下げられるのだと。人事院の勧告は公務員なのだと。それは公務員はそれに従わなければしょうがないだろうと。しかし、何で町の職員がそれに従わなければならないのだと。こういう意見を持っている人もかなりいるのではないかと思うのですよ。

ただ、大きな声でそれを言うと、町長ににらまれたり、それで今度春の配置がえですね、そういっ

たもので冷や飯食わされると、そんなことを考えて言えないという職員もかなりいると思うのですよ。そこで、職員の給料、月例給を下げて、しかもボーナスを下げるなら、町長も副町長も教育長も、また我々議員も下げようではないかと。そして、ボーナスも下げると。要するに一般職員とその特別職も同じようにやっぱり考えるのが、私は至当だと思いますよ。議員もそうあるべきだと思うのですね。そういうことにすることによって、特別職も一般職員も議員も一緒になって、心を一つにしてこの町をよくしようではないかということで努力するようになるのではないのでしょうか。職員の皆さん、かわいそうですよ、これでははっきり言って、私に言わせればですね。

そこで、さきの選挙のときに町長の給料を30%カットとかね、議員報酬30%と公約として書いて、それを公に訴えてきた人も何人かいるのですね、この中に。自分のピラを読めばわかると思うのですよ。もう忘れたというような議員がいれば、そんな議員は議員になる資格がないと私は思いますね。それで、その公約を見て投票した町民もいるはずなのです。そのことは、支持されたのですよ、町民に。町長の給料を何%かカット、議員の報酬も何%かカットと、それを見て町民に支持された。だから、この際そういう議員の方は声を大にして自分の持論を展開すべきだところを、私もその一人ですから、今のこの壇上に登っているわけです。

したがって、もう一度言いますよ。一般職員の月例給を下げ、ボーナスも下げるなら、特別職及び我々議員も給料なり俸給を下げて、その上でボーナスを下げるべきである。そうしなければ、職員の支持も得られないし、町民の支持も得られないと思います。一例を言います。町長は県下で3番目に大きい給料をもらっているのです。高い給料をもらっていますが、最低限10%は下げるべきだと思いますよ、最低限。議員も2番目に高い報酬をもらっているのです。県下で。だから、20%ぐらい下げると、一例ですね。ボーナスも20%以上上げるのだと、こうすることによって初めて町民の支持が得られると、また一般職員の支持も得られると、そのように確信をしておりますので、私が今言ったような改正をするならば賛成ですけれども、このままの条例案では反対であります。

終わります。

議長（宇津木治宣君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

異議がありますので、起立により表決を行います。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（宇津木治宣君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

以上をもちまして、本臨時会に上程されました議案の審議はすべて終了いたします。

慎重審議いただき、ありがとうございました。

---

#### 字句等整理委任について

議長（宇津木治宣君） お諮りいたします。

議会会議規則第45条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

---

#### 閉 会

議長（宇津木治宣君） これをもちまして、平成21年玉村町議会第5回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前9時45分閉会